

静岡県立東部看護専門学校を設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第8号

静岡県立東部看護専門学校を設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
静岡県立東部看護専門学校を設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則（昭和46年静岡県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																					
(学生定員) 第2条 静岡県立東部看護専門学校（第4条を除き、以下「学校」という。）の学生の定員は、次のとおりとする。	(学生定員) 第2条 静岡県立東部看護専門学校（第4条を除き、以下「学校」という。）の学生の定員は、次のとおりとする。																					
<table border="1"><thead><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>総定員</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>看護2学科</td><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	学科	入学定員	総定員	(略)			看護2学科	(略)		<table border="1"><thead><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>総定員</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>看護2学科</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>助産学科</u></td><td><u>10人</u></td><td><u>10人</u></td></tr></tbody></table>	学科	入学定員	総定員	(略)			看護2学科	(略)		<u>助産学科</u>	<u>10人</u>	<u>10人</u>
学科	入学定員	総定員																				
(略)																						
看護2学科	(略)																					
学科	入学定員	総定員																				
(略)																						
看護2学科	(略)																					
<u>助産学科</u>	<u>10人</u>	<u>10人</u>																				
(入学資格) 第3条 学校に入学することができる者の資格は、次のとおりとする。	(入学資格) 第3条 学校に入学することができる者の資格は、次のとおりとする。																					
<table border="1"><thead><tr><th>学科</th><th>入学資格</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>看護2学科</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	学科	入学資格	(略)		看護2学科	(略)	<table border="1"><thead><tr><th>学科</th><th>入学資格</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>看護2学科</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>助産学科</u></td><td><u>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号のいずれかに該当する者であること。</u></td></tr></tbody></table>	学科	入学資格	(略)		看護2学科	(略)	<u>助産学科</u>	<u>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号のいずれかに該当する者であること。</u>							
学科	入学資格																					
(略)																						
看護2学科	(略)																					
学科	入学資格																					
(略)																						
看護2学科	(略)																					
<u>助産学科</u>	<u>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号のいずれかに該当する者であること。</u>																					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。